

高浜市病院事業 経営改革 検討委員会 答申書

問合せ先
高浜市立病院
☎52-5522 (内線201・229)



8月10日、答申書が市長に渡されました

高浜市立病院が地域の中で果たすべき診療内容および医療サービスを明確にしたうえで、将来を見越した病院経営改革を推進し、良質で特色ある医療の効果的かつ継続的な提供を目指すため、高浜市病院事業経営改革検討委員会を設置し、5月30日から3回におよぶ委員会を経て次のとおり答申書が提出されました。

答申書抜粋

<はじめに>

本院は、市民の初期医療から慢性期医療までを長年にわたって担ってきた。近年は病院の経営改革にも積極的に取り組んできたところであるが、平成18年度当初からの医師不足による診療体制基盤の弱体化、および医師の減少による収入の減少や残った医師の労働環境悪化などが、病院の存続を脅かす喫緊の課題となっている。

そして、これらの課題は単なる医師の充足に関する問題としてのみ捉えるべきではなく、民間の医療機関も含めた地域の医療機関との役割分担、及び本院が地域住民に対して果たすべき医療機能の特色といったテーマも包含していることを忘れてはならない。

このような背景のもと、高浜市から病院の経営改革についての検討依頼を受け、有識者で構成する高浜市病院事業経営改革検討委員会が平成18年5月に組織され、具体的な対応策の検討に入った。

計3回にわたる会議での議論と、個々での検討を重ね、ここに結論を得たので答申するものである。

高浜市病院事業経営改革検討委員会
委員長 長 隆

1. 病院の診療体制基盤を確保するための経営形態及び体制について

(1) 指定管理者制度の採用

- 高浜市は、市立病院の新たな経営体制を確立し、地域において特色ある医療機能を発揮することを目的として、平成19年度から指定管理者制度を適用する。
- 高浜市は選定委員会を設置し、公募によって指定管理者を選定する。なお、選定に当たっては、公益性の高い団体を優先する。

(2) 目標管理及び業績評価体制の構築等

- 指定管理者は、中期経営計画の策定及び毎年度の決算報告書を、開示することを義務付ける。
- 病院経営の状況及び指定管理者の公益性確認のため、高浜市は経営評価委員会を設置し、第三者評価を継続して実施する。

2. 病院との連携、指定管理者制度導入までの診療内容について

- 医師不足解消と医療サービスの向上を目指して、県や協力病院との連携を強化する。
- 医師不足である現状を踏まえ、指定管理者制度の導入までの間は、限られた医師が限られた期間で出来る範囲の業務の選択と機能特化を図る。
- 診療を中止する等が予想されるので、市民に対して、速やかにかつ理由を明示して公表する。

<まとめ>

以上について本委員会として答申するものであるが、医師不足が一層深刻化することを避けるためにも、高浜市は、指定管理者の公募作業に速やかに着手すべきである。

これらの改善方策を実行することによって、新体制が軌道に乗り、既存診療科の確保及び地域に対し特色のある医療の提供といった課題が解決への道を歩むことを委員一同願ってやまない。